

土地利用の方針

基本的な柱

自然環境の保全と活用

人と自然の明確な住み分け区分と共生
海岸域、湖畔域、農地、樹林地等の自然環境の保全と再生
観光、レクリエーション、自然体験の場としての自然環境の有効活用
先住民等の史跡の保全

適正規模の市街地確保とコンパクトな市街地形成

人口規模に見合うコンパクトな市街地の形成
市街地周辺部の開発の抑制による、自然環境の保全
市街地内未利用地の有効活用の促進
公共施設の跡地利用の促進

機能的・効率的な市街地内土地利用の推進

土地の利用形態に応じた適正な土地利用区分と配置の推進
適正なルールに基づいた土地利用の推進

誘導・整備の方針に向けた基本的な考え方

都市における土地利用を大きく「自然的土地利用」を継続していくべき地区と「都市的土地利用」を図っていく地区とに2区分し、市街地を取り巻く大切な自然を「自然環境ゾーン、水辺環境ゾーン、農業振興ゾーン」の3つに区分し、それぞれのゾーンの環境の保全と再生を図ります。
また、市街地内の土地利用は利用形態に応じて、「一般住宅ゾーン、低層住宅ゾーン、中心商業ゾーン、住工共存ゾーン、複合型工業ゾーン、水産系工業ゾーン」の6つに区分し、適正な土地利用の推進を図ります。

道路・交通体系の方針

基本的な柱

広域的な道路交通体系の確立

道北圏、オホーツク圏、道央圏を結ぶ交通の要衝地としての骨格的な広域交通体系の確立
広域的自転車交通網の形成及び、拠点施設の充実

都市活動を支える円滑な道路・交通体系の確立

都市間・地域間の拠点の連結及び
流通機能の強化を図る道路・交通体系の確立
市街地形成と連動した都市内幹線道路網の配置
都市内幹線道路網と連動した生活道路網の形成
ハスターミナルを中心とした交通結節機能の強化と都市間バスの継続的な運行

人にやさしい道路空間の確保

歩道の段差の解消など道路・交通のバリアフリー化の推進
歩行者や自転車交通のネットワーク形成
防犯灯・街路灯及び交通安全施設の適正配置による安全確保
快適な歩行空間の確保と交通及び除排雪の妨げにならない緑化の推進
冬期間の除排雪体制の強化

観光交通に配慮した道路・交通体系の確立

来訪者の休息、交流及び都市案内拠点となり得る交通拠点の形成
来訪者に分かりやすい道路構成と案内標識の配置
停車スペースの確保

誘導・整備の方針に向けた基本的な考え方

都市における幹線道路網を「広域幹線、準広域幹線、都市内幹線、準都市内幹線」の4つに区分し、各々の整備と維持管理を進めていきます。
また、市街地内の生活道路網及び広域サイクリングロードとなる自転車交通の継続的な整備と維持管理を進めていきます。

水と緑の環境方針

基本的な柱

保全に配慮した自然環境の活用

道立自然公園区域における自然環境の積極的な保全
クッチャロ湖・ハニヤ原生花園の保全と観光レクリエーションの場としての魅力向上
内水面保護に配慮したクッチャロ湖畔のレクリエーション施策の推進
エゾリユウキンカ群生地の保全・再生
自然と都市活動とのふれあいを考慮した利用施策の推進
区域外に広がる森林の積極的な保全・再生

水と緑に囲まれた都市環境の創出

市街地内の水と緑の保全、活用、創出と緑化運動の推進
緑豊かで潤いのある水と緑のネットワークの形成

憩いと交流、安らぎの場の創出

日常生活圏、都市活動拠点、結節点における公園・緑地の適正配置
レクリエーションなどの多様な都市活動の拠点の場となる公園・緑地の創出
町民の利用ニーズを考慮した公園・緑地の整備
冬期間のイベントや歩くスキーコースなど通年利用のできる公園・緑地
町民との協働による公園・緑地の適正な維持管理

誘導・整備の方針に向けた基本的な考え方

自然環境における水辺や緑地の中にも、公園の利用に近いレクリエーション活動の場となる自然環境があることから、これらを「農地、緑の環境、水辺の環境」の3つに区分し、その活用と保全を進めていきます。
公園や緑地には、それぞれの規模や特性に応じてその役割も異なるため、本町の公園・緑地を「運動公園、地区公園、街区公園、墓園、その他の中規模公園、その他の緑地」の6つに区分し、個々の役割に応じて整備と維持管理を進めていきます。

都市景観の方針

基本的な柱

自然色豊かな都市景観の形成

海岸域、湖畔域の水辺景観及び河川景観、
林野・牧歌景観の維持保全の推進
郷土色豊かな並木形成と公共公益施設等の緑化の推進
廃屋等の景観阻害要素の撤去による景観向上の促進
自然環境に配慮した屋外広告物、道路案内板等の規格、デザイン等の推進

地域特性を活かした魅力ある街並み景観の創出

沿道建築物の美観の誘導と幹線道路沿道の景観向上
広告物の規格及びデザインの統一による景観形成の促進
周辺環境と調和する公共施設デザインの推進
夜間の都市の美しさを創出する都市照明の推進
緑化協定、建築協定、地区計画等の多様な制度手法の活用による景観形成の推進

町民の手による景観形成

町民の景観に関する意識の啓発
町民、事業者の協力による民有地の緑化促進

誘導・整備の方針に向けた基本的な考え方

市街地と市街地を取り巻く景観要素を「海岸・漁村景観域、クチャロ湖畔景観域、林野・牧歌景観域、住宅景観域、商業景観域」の5つの景観域区分及び、「河川景観軸、沿道景観軸、おもてなし景観軸」の3つの景観軸区分、「ウェルカムゲートポイント、おもてなし景観ポイント、眺望ポイント」の3つの景観ポイント区分に分類し、景観形成を進めていきます。

都市防災の方針

基本的な柱

災害に強い都市基盤の整備

火災、水害、震災、津波、雪害等の災害発生の未然防止
災害発生時の災害被害の拡大防止策の推進

災害時の体制づくり

防災拠点の適正配置と防災ネットワークの充実
避難場所の確保
防災拠点の設備充実と各種資機材の計画的な備蓄
避難・輸送路の確保

町民の防災意識の高揚

広報等による啓発活動の推進と避難場所の周知徹底
自主防災組織の育成と活動支援

誘導・整備の方針に向けた基本的な考え方

災害に強い都市形成にあたり、「火災、水害、震災、津波、雪害」といった各種の災害を想定し、その未然防止に努めるとともに、災害発生時には、「防災拠点(避難場所、防災ネットワーク)」の整備や確立、「避難・輸送路」の確保による対応を進めていきます。

その他都市施設及び公共公益施設等の方針

基本的な柱

町民の生活を支える供給処理施設の整備と運営

上水道施設の整備と水源の確保
公共下水道事業の推進と河川環境の保全
エネルギー供給の安定確保
ごみの減量化と収集処理の徹底及びリサイクル体制の確立
各種供給処理施設の適正な施設運営と維持管理

町民生活の利便性の向上に資する公共公益施設の整備

誰もが安心して利用しやすいユニバーサルデザインに配慮した施設づくりの推進
施設改善や情報提供による町民の充実した施設利用の推進
交流拠点施設の整備検討

施設の有効活用と多様な手法による施設の供給

広域的な施設利用を念頭に置いた施設資源の有効活用
民間活力や情報技術の活用等による施設整備の検討

誘導・整備の方針に向けた基本的な考え方

町民の生活を支える都市施設及び公共公益施設については「供給処理施設、行政サービス施設、医療・福祉施設、教育施設、交流・文化・スポーツ施設、公営住宅、その他の公益施設」の分類ごとに適正な配置や改善を進めていきます。